

岸和田市景観審議会及び岸和田市景観審査小委員会について

●岸和田市景観審議会とは

岸和田市景観審議会とは、岸和田市景観形成基本方針、その他本市景観に係る重要事項についての調査審議等に関し、岸和田市附属機関条例に基づき設置されるものです。

委員の定数（又は上限の数）は14名以内とされ、景観行政又は景観形成に関し学識を有するもの、公募した市民及び市長が必要と認めたもので構成することとしています。

主な審議（協議、調査）事項は次のとおりとなります。

- ・岸和田市景観形成基本方針の策定又は変更
- ・岸和田市景観計画の策定又は変更
- ・大規模建築物等の届出に係る変更等必要な措置又は変更命令等及び公表を行う場合
- ・景観重要樹木・建造物の指定及び原状回復命令等、管理に関する命令又は勧告を行う場合
- ・景観協定を認可する場合

【岸和田市附属機関条例】

第2条（設置）

本市の執行機関に、別表に掲げる附属機関を設置する。

- 2 市長その他の執行機関は、附属機関における調停、審査、審議又は調査のために必要があると認めるときは、当該附属機関に分科会、部会その他これらに類する組織を設け、又は専門委員若しくは臨時委員を置くことができる。

«別表4»

名称	担当事務	委員の定数又は上限の数
岸和田市 景観審議会	岸和田市景観条例第8条の基本方針その他本市の景 観に係る重要事項についての調査審議に関する事務	14人以内

【岸和田市景観審議会規則】

第2条（組織）

審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する者をもって充てる。

- (1) 景観行政又は景観形成に関し学識経験を有する者
- (2) 公募した市民
- (3) その他市長が必要と認めた者

第3条（任期）

委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

第6条（会議）

審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員（臨時委員を含む。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

●景観審議会開催及び終了後の流れ

岸和田市景観審議会開催までの流れは概ね次のとおりです。

- ①概ね2ヶ月前 : 開催予定日の日程調整を行います（各委員宛にメール等で確認）。
- ②概ね1ヶ月前 : 開催日をお知らせします（各委員宛に開催通知送付）。
- ③概ね1週間前 : 審議会において審議又は報告する資料を郵送にてお送りします。
- ④審議会当日 : 審議を行います（内容については次項を参照）。
- ⑤会議録の確認 : 会長及び会長より指名された議事録署名人（2名）により事務局よりメール送信された議事録を確認。

●景観審議会について

景観審議会における審議内容は概ね次の通りです。

(1) 審議会における審議内容

議 事	議事事項の基準	解 説
市長からの <u>諮問</u> に 対して <u>答申</u> する	景観施策における重要 な事項	根拠法令に基づき審議会に意見を求める 場合 <ul style="list-style-type: none">・基本方針、景観計画の変更等 (別途都市計画審議会への諮問が必要)・景観重要建造物、樹木の指定・解除・景観協定の認可・その他
市長からの <u>議案</u> に 対して <u>承認</u> する	景観施策における調査 助言が必要な事項	根拠法令に位置づけはないものの審議会 からの助言を求める場合 <ul style="list-style-type: none">・条例に基づく分科会等の委員選出・景観啓発、表彰に関する各種事項
市長からの <u>報告</u> を 受ける	審議会への報告が必要 な事項	審議会への周知が必要な場合 <ul style="list-style-type: none">・各種計画策定に関する情報提供など
その他市長からの 連絡事項	その他	その他審議会に報告等が必要な場合

(2) 審議会の公開

①審議会の公開又は非公開の判断

個人情報等公開するに適さない事項を審議する場合のみ非公開となります。それ以外は公開することとなります。

②審議会の公開方法

- i) 事前公表：審議会の開催日時、場所及び議題等を広報誌、HP等にて告知
- ii) 傍聴 : 会場前で審議会開始の10分前まで先着5名～10名を受付
- iii) 事後公開 : 会議録及び会議資料を会議終了後概ね1か月以内に市役所内情報
公開コーナー及び市HPにて公開します

●景観審査小委員会について

景観審議会の審議事項のうち、景観法に基づく勧告、命令及び岸和田市景観条例の規定による公表の措置の適否を審査するため、景観審議会の部会として設置します。

委員会は、景観審議会委員のうちから会長が指名する5名で構成され、選出された委員の互選により委員長をおきます。

【岸和田市景観審議会規則】

第8条（景観審査小委員会）

審議会の調査審議すべき事項のうち、景観法（平成16年法律第110号）に基づく勧告、命令及び岸和田市景観条例（平成22年条例第19号）第19条の規定による公表の措置の適否について審査するため、審議会に部会として岸和田市景観審査小委員会（以下「小委員会」という。）を設置する。

- 2 小委員会は、審議会の委員（臨時委員を除く）のうち会長が指名する者5名をもって組織する。
- 3 小委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 4 委員長は、会務を掌理し、小委員会を代表する。
- 6 小委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。
- 10 岸和田市景観条例第18条、第19条第2項、第26条及び第29条に規定する審議会の意見は、小委員会の決定した内容をもって、審議会の意見とする。

（参考）岸和田市景観審議会における景観法等に基づく勧告、命令及び公表の措置について

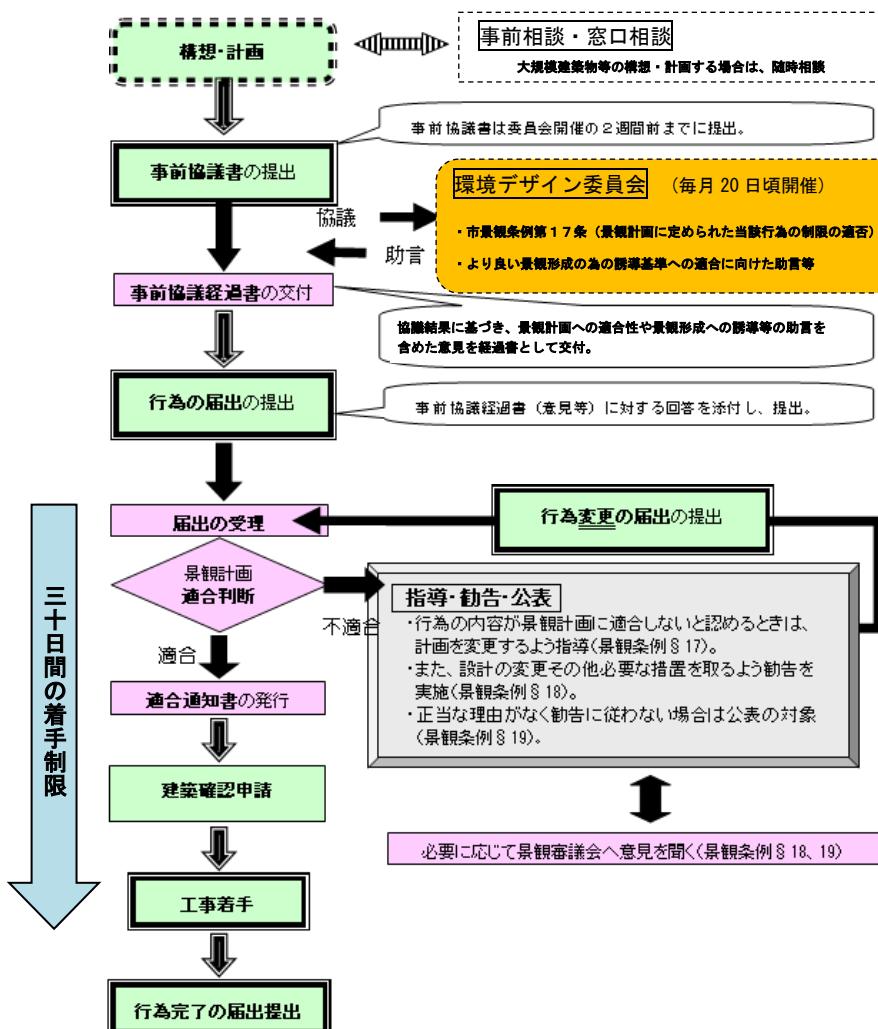
措置の方法	対象となる事項	根拠法令
勧告 命令	届出をする建築物等の建築行為等に対して、景観計画に定めた当該行為の制限に適合させるよう勧告するとき	法16条第3項
	景観重要建造物の増築等現状変更について、許可なく当該規定に違反した場合において原状回復命令を行うとき	法23条第1項
	景観重要建造物の管理が適切でないため滅失、毀損（きそん）するおそれがあると認められるとき、又は管理の方法等必要な措置を命じ又は勧告するとき	法26条第1項
	景観重要樹木の伐採又は移植の行為について、許可なく当該規定に違反した場合において原状回復命令を行うとき	法32条第1項
	景観重要樹木の管理が適切でないため滅失し若しくは枯死（こし）するおそれがあると認められるとき、又は管理の方法等必要な措置を命じ又は勧告するとき	法34条第1項
公表	法16条第3項の規定により行った勧告に正当な理由なく従わず、周辺の景観形成に著しい支障を及ぼすものである場合、当該行為者の住所、氏名及び勧告の内容を公表するとき	条例第19条

●行為の制限に関する届出が必要となる規模等について

	対象となる規模	対象となる行為
建築物	<ul style="list-style-type: none"> 地盤面からの高さが 20m以上 (建築物+工作物(広告物)) 敷地面積 5000 m²以上 延べ面積 5000 m²以上 	
工作物	<ul style="list-style-type: none"> 高架道路、高架鉄道、横断歩道橋その他これらに類するもの。地上からの高さが 5m以上のもの 橋梁、跨線橋その他これらに類するもの。幅員が 12m以上、又は延長が 30m以上 上記以外の工作物で、高さが 20m以上 	<ul style="list-style-type: none"> 新築、増築、改築(改造)、移転 外観を変更することとなる修繕、修景、模様替え又は色彩もしくは材質の変更で、当該行為に係る部分の面積が見付面積の2分の1を超えるもの
開発行為	・区域面積が 5000 m ² 以上	・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

※但し、国又は地方公共団体が行う行為（規模要件なし）は法16条第5項に基づく通知が必要

●届出に関する手続きについて



岸和田市環境デザイン委員会とは、岸和田市付属機関条例に基づき、市景観条例第16条の規定による事前協議の対象となる行為、第40条の規定により実施すべき事業その他良好な景観形成を図るために必要な事項についての調査審議に関する事務を担当する機関として設置。

委員会の委員は、建築物等の意匠、色彩その他のデザインに関し学識経験を有する者で6名を上限の数として構成。

必要に応じて景観審議会へ意見を聞く(景観条例§18、19)